

業務廃止届（法第7条）

1 内容

麻薬の業務を廃止、免許者が死亡したときは、15日以内に業務廃止届出書とともに免許証を返納します。

申請者は、業務を廃止した麻薬施用者・麻薬管理者本人です。死亡により廃止するときは、その相続人等が行います。

県外に転勤する場合も、県内における麻薬業務の廃止に該当しますので、業務廃止届に免許証を添えて届出ます。

2 提出書類、部数

- ・業務廃止届 2部
- ・免許証原本

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 提出時期

届出の事由が生じた時から 15日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

業務廃止に伴い、麻薬診療施設に麻薬施用者が一人もいなくなる場合は、麻薬診療施設に該当しなくなるので、残余麻薬届が必要になります。

手続きについてわからないときは、薬務課（Tel.0952-25-7082）へ問い合わせてください。